



尾張旭市自治会等助成金に関する Q&A

Q1：助成金を町内会へ分配してもいいですか。

町内会で助成対象の支出をしていることが確認できれば問題ありません。町内会でどのように活用されたか実績報告書へ記載ください。

Q2：草刈りを委託しています。助成金の対象ですか？

委託料として、助成対象となります。

Q3：学校への後援会費や、募金は対象ですか？

補助対象となりません。要綱第5条(助成対象経費)にて、「寄付金」は対象としないと定めています。

Q4：防犯灯の電気代は、市の補助金を受けていますが、残りは記入してよいですか？

要綱第3条(助成対象事業)にて、助成を受けられる事業について「他の助成金等を受けていない事業」定めておりますので、防犯灯など他の助成金等を受けている事業に関しては、対象外となります。

Q5：活動のお礼として商品券を配っています。対象ですか？

商品券については、要綱第5条(助成対象経費)にて「会員、関係者及び関係団体に対する激励金品」に含まれるため、原則対象外になります。

Q6：敬老のお祝いの品を配布しています。対象ですか？

事業参加者への賞品として配布する場合は、報償費として助成対象となります。
ただし、事業を行わずお祝いの品を配るだけの場合は、対象外となります。



Q7：お祭りで、神社へ奉納やお供えするものは、対象ですか？

要綱第3条(助成対象事業)にて、「宗教的又は政治的な活動でない事業であること」と定めていることから、神社への奉納やお供えものとして購入する物品等の経費に関しては対象外となります。お祭りが「地域住民のコミュニティ意識の醸成を図る事業」である場合は参加した方への賞品やお茶等は助成対象となります。

Q8：防犯カメラの電気代は、対象ですか？

町内会が管理している防犯カメラがあれば、電気代を「需用費」として助成対象になります。ただし、マンション等の共用スペースに設置されており管理組合等から電気代を支出しているものに関しては対象外となります。

Q9：決まった金額を活動費として役員に渡しています。対象ですか？

要綱第5条(助成対象経費)にて、「経常的な人件費」は対象としないと定めていますので対象外となります。ただし、決まった金額でなく、役員が使用した消耗品費等の実費分でお渡しする場合は助成対象となります。

Q10：今年度は、支出が助成金額を下回ってしまいました。次年度へ繰越してもよいですか？

要綱第5条(助成対象経費)にて、「積立金及び預金」になるものは対象としないと定めています。そのため繰越はできません。活用しきれない場合は、年度内にご連絡ください。

Q11：事業名はありませんが、各会員へ配布するだけの消耗品の購入費は対象となりますか。

自治会等助成金の目的は「地域住民のコミュニティ意識の醸成を図る事業」であることが対象となと示しているため、ただ物品の購入、配布のみの場合は目的を満たさないため対象外となります。例えば、物品の配布のみでなく、防犯に関する物品と防犯情報やゴミ袋とゴミ出しルールに関するチラシなど、町内で呼び掛けたい事項を一緒に配布するなど事業として報告が可能であれば、対象経費とし活用いただけます。

自治会等助成金の使い道についてのご不明点や他の自治会等での活用状況など参考にしたいことがございましたら、市民活動課へお問い合わせください。

～問い合わせ先 市民活動課 コミュニティ係 0561-76-8126 まで～

